

監 査 委 員

6年監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和5年度に京都府監査基準に準拠し、執行した監査の結果（令和6年5月31日監査委員会議決定分）を次のとおり公表する。

令和6年7月2日

京都府監査委員	四 方	源太郎
同	田 中	美貴子
同	森	敏 行
同	橋 本	幸 三

1 監査の種類、実施方法等

(1) 種類、対象

① 財務監査

令和4年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理

② 工事監査

令和4年度に完成した重要構造物、防災、耐震化・長寿命化等の大規模工事から選定した箇所における工事に関する事務の執行

③ 行政監査

令和4年度分（一部監査日までの現年度分を含む。）の事務の執行
重点項目については、令和2年度から令和4年度分の事務の執行

④ 財政的援助団体等監査

京都府が次のアからウまでのとおり、財政的援助を与えているものの出納その他当該財政的援助に係る事務の執行

ア 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）

イ 公の施設の指定管理者

ウ 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を与えている団体）

(2) 実施方法

監査委員が監査対象機関等に対し、関係書類や事務事業の実態を調査し、併せて関係者と意見交換する「実地監査」及び監査委員事務局職員による事前調査の結果に基づき審査を行う「書面監査」により実施する。

(3) 実施方針

実施方針は、次の5点とする。

なお、1項目について重点項目に位置づけ、行政監査を実施する。

① 合規性・正確性の確保

② 共通的課題・3E（経済性・効率性・有効性）の観点の重視

③ 内部統制制度を踏まえた監査

④ 機動力と効率性の高い監査実務の執行

⑤ 監査結果の実効性の確保

<重点項目>

新型コロナウイルス感染症対策事業に係る事務の適正な執行について

2 監査の実施状況

京都府監査実施要領及び令和5年度監査計画に基づき、本庁分の会計事務に係る月例点検（令和6年3月）を令和6年3月22日に実施した。

3 監査の結果

(1) 監査結果の概要

令和6年3月27日の監査委員会議において、次のとおり決定した。

・指摘事項

今回なし

・要望事項

今回なし

(注) 監査結果の区分は、次のとおりである。

「指摘」とは、次のいずれかに該当する事項で、是正又は改善を求めるもの

- ① 法令等に違反していると認められる事項
- ② 損害が生じていると認められる事項
- ③ 事務の執行が適正を欠くと認められる事項
- ④ 前回の指摘事項等について適切な措置がされていないと認められる事項

「要望」とは、次のいずれかに該当する事項で、改善の要望を行うもの

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要であると認められる事項
- ② 事務の執行について、改善が必要であると認められる事項

なお、指摘事項・要望事項より程度が軽微なもののうち、特に文書による指導が望ましいものとして1件を注意とし、1件を検討とした。

4 令和5年度監査の全体概要

(1) 実施状況

令和5年度の監査は、効率的な監査の実施に努め、定期監査は本府の全286機関について、また、財政的援助団体等監査は令和5年度選定の20団体について、計画どおり実施した。

第1表：実施機関数及び実施結果の状況

区 分	実施機関（箇所）			実施結果（件）			
		本 庁	地域機関	指摘	要望	計	
定期監査	知 事 部 局	171 (172)	97 (98)	74 (74)	13 (19)	0 (4)	13 (23)
	教 育 庁	81 (81)	14 (14)	67 (67)	4 (8)	0 (0)	4 (8)
	警 察 本 部	26 (26)	1 (1)	25 (25)	0 (1)	0 (0)	0 (1)
	行政委員会等	8 (8)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	286 (287)	119 (120)	167 (167)	17 (28)	0 (4)	17 (32)
財政的援助団体等監査	20 (25)	出資11 (10)、指定管理5 (8)、 補助金4 (7)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	
合 計	306 (312)	-	-	17 (28)	0 (4)	17 (32)	

※ () 内は令和4年度の合計件数

(2) 実施結果の主な内訳

ア 主な項目別内容

令和5年度は、指摘17件、要望0件であった。

指摘の主な内訳は、「収入」や「支出」関連、次いで「補助金」と「財産」であり、具体的には、収入では、遅延利息の未請求、延滞金過少徴収、納入義務者等誤り、年度区分誤り、債権管理不十分となっており、支出では、所得税過大徴収、誤払・過払、職員手当の誤支給、補助金では過大交付（2件）、財産では使用料の誤徴収（2件）等であった。

第2表：指摘及び要望の内訳

区 分	合計（件）	構成比	主な内容等
指摘	17	100%	
収入	5	29%	遅延利息未請求、年度区分誤り等
支出	5	29%	誤払・過払、手当誤支給等
補助金	2	12%	過大交付
財産	2	12%	使用料誤徴収
その他	3	18%	予定価格調書作成日誤記、課税誤り等

要望	0	-	
計	17	-	

※ 昨年度比53.1%（令和4年度は、合計32件（指摘28件、要望4件））

イ 観点別内容

指摘17件は、合规性・正確性違反に関するものであり、昨年度（28件）より減少している。

原因別に見ると、職員の認識不足や確認もれによるものが全体の7割を占め、故意など悪質なものはなかった。

また、内部統制制度に基づき、各所属においてリスクを想定した具体的な取組により自己治癒した事例が見受けられるなど、一定の効果も確認されている。

第2表-2：観点別割合

		監査の観点	合計（件）	構成比	
指摘	合规性、正確性		17	100%	
	主な原因	認識不足	4	23%	
		確認もれ	8	47%	
		その他	債権管理不適切	2	12%
			その他不適切対応	3	18%
要望	3E（経済性、効率性、有効性）等		0	0%	

ウ 工事監査の結果

主要工事10箇所について当初計画どおり工事監査を実施するとともに、定期監査においてその他の工事312箇所及び工事に関連する委託業務184件について抽出調査した。

技術的見地による確認では、指摘事項は検出されなかったが、高所作業において安全帯の着用を確認することができないといった工事現場の安全管理に係る事項や軽微な不備が検出された。

第3表：工事監査の結果（大規模工事）

	工事名	分類	監査結果
1	新行政棟・文化庁移転施設整備工事（主体工事）	重要構造物	特に問題なし
2	国道307号（宇治田原山手線）道路新設改良（補正）工事		
3	間人大宮線民安関連道路新設改良工事		
4	令和2年度治山事業（復旧治山）（補正）設計第7-2号	防災	
5	令和3年度府営農村地域防災減災事業廻り池地区堤体改修工事その1		
6	鴨川大規模特定河川工事		
7	けいはんなプラザラボ棟外壁改修工事（南・東面）	耐震化・長寿命化	
8	桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事（自家発電設備更新）		
9	府立福知山高等学校教室棟長寿命化（大規模）改修工事（建築工事）		
10	重要文化財松殿山荘修礼講堂及び事務所ほか1棟保存修理工事（組立工事）		

※ 大規模工事：1箇所の事業費が概ね1億円以上、かつ1工事の請負額が概ね5千万円以上

また、事務処理の適正性では、委託料の過払いが検出された。元下指針や工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）の遵守状況においては、記載内容が不十分などの軽微な不備が検出されており、昨年度に比べ減少しているものの、制度遵守について更に徹底が求められる。

第4表：工事監査の結果（その他工事等）

（単位：箇所）

区 分	内 訳	箇所数	監査結果
土木工事	道路98、河川43、その他70	211	特に問題なし
設備工事	水道10、下水道5、その他9	24	
建築工事	新設6、建物改修71	77	
工事 小計		312	
委託業務	設計委託53、管理委託43、付随工事22、その他66	184	委託料の過払い
工事+委託業務 合計		496	

(3) 重点項目の監査結果概要

令和5年度監査計画に掲げた重点項目についての行政監査結果は、以下のとおりであった。

ア 監査のテーマ

新型コロナウイルス感染症対策事業の適切な執行について

イ 監査の目的

令和2年1月15日に日本で初めての新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認され、令和5年5月8日に感染症法上5類の位置づけとなるまで、府でも緊急事態宣言とまん延防止等の重点措置の実施が繰り返された。その間、全庁を挙げて多岐にわたる新型コロナウイルス感染症対策を展開し、令和2年度から令和4年度までの新型コロナウイルス感染症対策等（約3千～4千億円）を含む府の決算規模は3年連続で1兆円超えという非常に大きな規模となった。

府が大規模な公費を投じて行ってきた新型コロナウイルス感染症対策等に関連する事業の執行について、法令等で定められた枠組みの下で効果的に実施されているか、また、今後同様の事態が発生したときに活かせる課題等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項により、京都府監査基準に準拠して監査する。

ウ 監査の対象及び選定理由

(ア) 監査対象事業

- a 医療・療養体制の構築
- b 新型コロナワクチン接種体制確保（大規模接種会場設置運営）
- c 休業要請対象事業者支援給付金
- d 営業時間短縮等の要請に係る事業者への感染拡大防止協力金
- e 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度
- f 京都府の特色のある事業
 - (a) 安心・安全な妊婦出産確保事業※全国初
 - (b) 「京の飲食」安全対策向上事業※全国初
 - (c) 京の修学旅行3密防止対策等支援事業

(イ) 選定理由

府では、新型コロナウイルス感染症対策等として、医療提供体制の確保と感染拡大防止対策、経済・雇用を支える対策、府民生活の安心強化等、様々な事業が実施された。そのうち、特に府民のいのちと健康を守るためのより直接的な対策である医療提供体制の確保と感染拡大防止対策から歳出規模の大きい事業を中心に選定した（「(カ)新型コロナウイルス感染症対策等決算」（第5表））。

また、職員の工夫・成果も評価する観点から、府が全国に先駆けて実施した事業等、特色のある対策を講じた事業からも選定した。

(ウ) 監査対象年度

令和2年度から令和4年度までの執行分

(エ) 監査対象部局及び監査実施方法

監査対象事業を所管している危機管理部、健康福祉部、商工労働観光部、各広域振興局（保健所）を監査対象とし、事務局調査を実地及び書面により行い、その結果を踏まえ、監査委員による書面監査を実施した。

(オ) 監査を実施した期間

令和5年4月から令和6年3月まで

(カ) 新型コロナウイルス感染症対策等決算

令和2年度から令和4年度の京都府の新型コロナウイルス感染症対策等決算は第5表のとおりであり、そのうち、監査対象事業に関する決算は第6表のとおりである。

第5表：新型コロナウイルス感染症対策等決算

令和2年度(2,970億円)	令和3年度(4,222億円)	令和4年度(3,290億円)
(1) 医療提供体制の確保と感染拡大防止対策(831億円) 入院患者受入のための病床確保や機器整備の支援 休業・営業時間短縮要請に協力を得た事業者への協力金等	(1) 医療提供体制等の確保と感染拡大防止対策(2,311億円) 休業・営業時間短縮要請に協力を得た事業者への協力金 入院患者受入のための病床確保や機器整備の支援等	(1) 府民の安心・安全を確保するための対策(1,147億円) 入院患者受入のための病床確保や機器整備の支援 軽症者等が滞在療養するための宿泊療養施設の整備・運営等
(2) 経済・雇用を支える対策(1,753億円) 無利子・無担保・保証料ゼロの融資のための預託及び利子補給 中小企業・農林水産業・文化芸術団体等が行う感染拡大防止対策や業務改善 売上向上につながる取組を府独自に支援等	(2) 京都経済を支える対策(1,668億円) ゼロゼロ融資等の中小企業融資制度のための預託及び利子補給 旅行割引やクーポン券発行の支援、「京の食」プレミアムフード等の製造・販売による需要喚起を通じ、需要が落ち込んだ観光や飲食・食品製造、小売・サービス事業者を支援等	(2) 京都産業への支援や府民生活を守るための対策(2,143億円) ゼロゼロ融資等の中小企業融資制度のための預託及び利子補給 旅行割引やクーポン券発行等、全国旅行支援を実施等
(3) 府民生活の安心強化(386億円) 生活福祉資金の貸付原資を積み増し 医療又は療養の現場で働く人への応援金支給等	(3) 生活・雇用の安心強化(243億円) 生活福祉資金の貸付原資の積み増し コロナ禍により離職等を余儀なくされた女性等の就労を支援等	

(「主要な施策の成果に関する報告書」(令和2～4年度)等から)

第6表：監査対象事業の決算

(単位：百万円)

監査対象事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ア 医療・療養体制の構築			
イ 新型コロナワクチン接種体制確保			
新型コロナウイルス感染症対策事業 (ワクチン接種体制の確保、医療提供体制の確保、検査体制の確保等)	4,217	18,351	24,616
入院患者受入のための病床確保等に対する支援	26,038	44,611	53,286
入院医療コントロールセンターの運営	25	36	169
入院待機ステーションの運営	—	196	947
ウ 休業要請対象事業者支援給付金	2,156	—	—
エ 営業時間短縮等の要請に係る事業者への感染拡大防止協力金	14,725	158,972	25,749
オ 京都府新型コロナウイルス感染症防止対策認証制度	—	611	169
カ 京都府の特色のある事業			
(ア) 安心・安全な妊婦出産確保事業	564	88	72
(イ) 「京の飲食」安全対策向上事業	—	773	—
(ウ) 京の修学旅行3密防止対策等支援事業	53	72	306

※ 決算額には監査対象外事業も含む。

(「主要な施策の成果に関する報告書」(令和2～4年度)等から)

エ 事業ごとの着眼点と主な監査結果

(ア) 医療・療養体制の構築

a 着眼点

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月30日に府内で1例目の症例が報告された後、感染拡大と収束を繰り返し、陽性者数が増加していった。

府においては、治療を必要とする人に必要な医療を提供し、自宅療養者等の病状が増悪した場合でも安心することができるよう、医療・療養体制を構築した。

本監査では、医療・療養体制の構築について、感染状況に応じて迅速で的確な対応ができているか、治療を要する人々に必要な医療を提供するために効果的かつ重点的な運用ができているか、それとともに、安心して自宅療養及び宿泊療養ができるよう、きめ細やかな運用ができているか、府だけでなく地域の関係機関との協力関係を構築しているか等に着眼し、医療・療養体制の他、陽性者と初期に接し、迅速に医療につなげる保健所業務等、次の点の監査を行った。

- (a) 医療・療養体制
- (b) 病床確保
- (c) 宿泊療養
- (d) 自宅療養者及び宿泊療養者への支援
- (e) 保健所業務

b 主な監査結果

府内初の新型コロナウイルス感染症の症例報告があった1週間後には、本庁及び保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する等し、相談・受診体制を早期に確立していた。その後、感染拡大の状況に応じて、病床確保に努めつつ、京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンターの設置や、民間宿泊施設での療養開始、入院待機ステーションを設置等するとともに、陽性者の増加に応じて、陽性者外来の設置や、訪問診療チームを新たに確保する等、陽性判明から回復まで症状に応じた医療・療養体制を構築していた。

感染対策の第一線となった各保健所では、なるべく早く陽性者に接触することで、命にかかわる重症化を早期に把握し、迅速に医療につなげることを最重要として対応し、高リスク者を迅速に医療へつなげるために業務の重点化を行う等、陽性者の増加や主流株の特徴を踏まえた対応を進めていた。また、実情に応じ、医療機関による電話診療や訪問診療、訪問介護事業者による訪問介護、薬局による薬のポストイン、電話不通の陽性者に対して市町職員の協力を得て安否確認を行う等、関係機関と協力し、地域全体で自宅療養者の重症化の防止、不安の軽減等に取り組んでいた。

陽性者の増加による保健所業務のひっ迫に対しては、広域振興局内の応援のほか、応援人員を広く確保する等、体制を強化していた。

(イ) 新型コロナワクチン接種体制確保（大規模接種会場設置運営（令和3～4年度））

a 着眼点

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を希望する府民が早期にワクチン接種を行うことができるよう、また府内市町村が実施する住民向けワクチン接種を接種完了時期までに完了することができるよう支援するため、大規模会場を設置し接種体制を確保した。

本事業は、重症化予防、感染及び発症を予防することを目的にワクチン接種を促進するものであり、本監査では、事業の目的に照らして適切に執行されていたかに着眼し、次の点の監査を行った。

- (a) 制度設計
- (b) 委託事務

b 主な監査結果

初期の段階では、重症化リスクの高い高齢者へのワクチン接種を促進するため、多くの自治体が短期間での接種終了を目指しており、接種が間に合わない市町村への支援や府民の接種機会の拡大を図るため、早期に対応することができる府有施設を大規模会場として活用し、接種の推進に寄与した。

また、大規模接種会場の運営にあたっては、無料送迎バスの運行により、ワクチン接種者の利便性を確保するとともに、コールセンターを設置し、高齢者に配慮した予約システムとする等ワクチン接種の環境を整備していた。

その後も、居住地の市町村では予約ができなかった方を含め、ワクチン接種の進捗や感染状況に応じて接種会場や実施体制を確保する等、市町村の負担軽減を図っていた。

委託料の支出に係る履行確認については、緊急の体制で懸命に取り組まれていたと思われるが、全国の自治体におけるワクチン接種に関する受託業者のコールセンター業務に係る人件費の過大請求が報道されたところであり、相互牽制機能を高めるため、スタッフの配置状況等について、日報に出勤状況を記載する欄を

設けて確認を行うことが望ましいといえる。

(ウ) 感染拡大防止対策事業、各種緊急支援事業等のうち、協力金等に係る事業

a 休業要請対象事業者支援給付金（令和2年度）

(a) 着眼点

本事業は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための府における緊急事態措置」に伴う施設の休業及び営業時間短縮の要請・協力依頼に協力された中小企業・団体及び個人事業主に対して支援給付金を支給するものである。

本監査では、本給付金は感染防止の目的によりやむを得ず休業・時短要請等、営業活動への制限をかけることに対して支給するものであり、事業の目的に照らして適切に執行されていたかについて、早期支給を実現するためにどのような取組を行ったのか等に着眼し、主に次の点について監査を行った。

- ① 制度設計
- ② 申請受付・審査
- ③ 給付金に係る業務委託
- ④ 給付金支給の迅速化に向けた取組
- ⑤ 債権管理

(b) 主な監査結果

本給付金については、府からの休業等の要請に協力された事業者への早期支給を最優先として制度設計が行われ、支給額を団体・個人別にそれぞれ一律定額（売上減少要件を除外）とし、要請期間終了日の翌日から給付金申請の受付を開始すると同時に、給付金に関する各種問合せに対応するコールセンターを設置する等、迅速に対応されていた。

また、給付金の支給迅速化及び感染拡大防止の観点から、添付書類をできる限り簡素化し、スマートフォン、タブレット等にも対応した申請者が利用しやすいWeb申請システムをわずか1週間で構築するとともに、制度周知の際にWeb申請の活用を積極的にPRする等、Web申請の利用を促進するための各種取組を行ったほか、給付金の受付・審査等を担う「京都府支援給付金センター」を設置し、給付金が円滑に支給されるよう効率的に業務が推進されていた。

こうした取組の結果、総支給件数16,464件について申請から支給までに要した期間は、3週間以内の支給が3,290件（20.0%）、5週間以内の支給が12,004件（72.9%）となっており、支給件数全体の9割超の割合で目安としていた5週間以内の支給を実現していた。本給付金の早期支給に向けての取組は、その後の協力金支給にも活用されているところである。

b 営業時間短縮等の要請に係る事業者への感染症拡大防止協力金

(a) 着眼点

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴い、令和2年12月に酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間の短縮を要請したところであるが、本事業は、その後複数期にわたる感染防止に係る時短・休業要請に協力された飲食店等に対して協力金を支給するものである。

本監査では、給付金と同様、本協力金についても、感染防止の目的によりやむを得ず時短・休業要請等、営業活動への制限をかけることに対して支給するものであるとともに、複数期にわたって支給されており、事業の目的に照らして適切に執行されていたかについて、主に次の点について監査を行った。

- ① 制度設計
- ② 協力金に係る業務委託
- ③ 協力金支給の迅速化に向けた取組
- ④ 不正請求防止対策等
- ⑤ 債権管理

(b) 主な監査結果

給付金と同様、協力金についても、飲食店等向けのコールセンターに加え、大規模施設等向けの協力金支給時には大規模施設等専用のコールセンターも併せて設置し、協力金の申請手続等に関する問合せに対応したほか、支給対象となるか否かを確認することができるフローチャートを作成する等、申請の入口段階での対策が講じられていた。

受付・審査体制についても、受付件数の増加に応じて適宜増員を行う等、要員の確保に努めるとともに、審査実施に係るチェックポイントをまとめた審査マニュアルの申請期毎の作成やスキル向上のための研修の実施、朝礼・終礼時における確認事項の徹底によるスタッフ間の情報共有等の取組が行われていた。

本協力金については、時短・休業要請期間毎に複数期にわたって支給が行われたことから、審査の迅速化・効率化を図るために個別IDを設定し、同一申請者の過去の申請内容や審査記録等をデータ化・可視化しており、過去申請時と同一資料の省略化による審査処理の迅速化や過大支給の防止につなげていた。

(エ) 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度（令和3～4年度）

a 着眼点

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度は、府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店を認証することにより、飲食店業者と利用者の双方にとって安心・安全な環境づくりを進め、感染防止と社会経済活動の両立を実現するための制度である。

認証を受けた飲食店に対しては、様々なインセンティブ等が提供された。

本事業は、ひとつの事業で飲食店における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の推進を同時に実現することを目指しているものであり、本監査では、事業が効果を発揮するために迅速かつ公平に行われているか、法令等に適合して行われているか等に着眼し、次の点の監査を行った。

- (a) 認証基準
- (b) 個人情報の取扱い
- (c) 認証及び訪問調査
- (d) 見回り

b 主な監査結果

当該制度の認証基準は、制度創設時に国が示す基準案等を踏まえ、公衆衛生の専門家等の意見を取り入れ作成、その後、感染状況や社会状況の変化による国基準案の改正等を踏まえ、適時改正していた。

当該制度により認証された飲食店数は、12,661店に上り、申請のピーク時は、審査、認証業務がひっ迫したが、再委託等による調査人員の増員等により体制強化を図り、訪問調査予約枠を増枠すること等により解消していた。認証店の見回りについては、国の通知に基づき、令和3年11月から実施し、その件数は令和3年度5,981件、令和4年度12,697件に上り、ほぼ全ての認証店規模を超える見回りを実施していた。

(オ) 京都府の特色のある事業

a 安心・安全な妊婦出産確保事業

(a) 着眼点

本事業は、新型コロナウイルスに対する感染の有無を出産前に確認するPCR検査費用の助成について、京都府・京都市が府市協調事業として、令和2年から行った補助事業である。分娩に係る院内感染の防止と妊婦の不安軽減につながる、全国に先行して開始した取組である。

本監査では、安心・安全な出産を求める府民のニーズをとらえ迅速に的確に事業が実施できたか、多くの妊婦がPCR検査を受けられる制度であるかに着眼して監査を行った。

(b) 主な監査結果

府では、全国的な「出産前のPCR検査を公費で」という声や府内関係団体の要望等を受け、医療従事者等の院内感染を防止し、妊婦と生まれてくる子どもの安心・安全を守るため、国に先行して本事業を実施し、新型コロナ初期の令和2年度から令和4年度まで、8,343件の助成を実施することができた。

制度設計においては、コロナ禍で自身や生まれてくる子どもの健康面等に不安を抱える妊婦の負担軽減に配慮し、補助申請しやすい工夫を行い、里帰りを含む多くの妊婦が補助を受けられるように設計されていた。これに伴い生じる二重払いのリスクには関係自治体と連携し確認する等対策を講じていた。また、妊婦や医療機関からの問合せや申請書類の補正指導も個別に丁寧に実施していた。

b 「京の飲食」安全対策向上事業（令和3年度）

(a) 着眼点

休業や営業時間短縮の要請等厳しい状況下にあった飲食店では効果的な換気等の対策が求められたことから、本事業は、全国で初めてとなる飲食店等のCO₂濃度のモニタリングを実施し、そのデータの分析結果を飲食店等にフィードバックすることにより、新型コロナウイルス感染リスク低減に向けた安全対策の向上を図ったものである。

本監査においては、多くの飲食店等が参加しやすいモニタリング事業となっているか、その分析結果を効果的に活用したのかに着眼して監査を行った。

(b) 主な監査結果

データ収集については、より多くの飲食店等が参加しやすく負担にならないように配慮し、設備購入補助金というインセンティブを付与することにより、2,836店舗の協力を得ることができている。協力店においては、モニタリング調査への参加を通じて、換気対策への意識向上や実践につながり、適切な換気方法等の理解を深めることができていた。

データ分析においては、専門的な知見を有する研究者等が参加することで、効果的な換気方法やCO₂センサーの正しい設置方法等、飲食店等の換気対策の向上につながる情報をとりまとめ、フィードバックすることができていた。分析結果の活用については、協力店に個別訪問し、データ（エビデンス）に基づき、店舗ごとの適切な換気方法を助言する等、きめ細かな対応を行っていた。また、ガイドブックを発行する

ことで、協力店以外にも、得られた知見を広く発信し、京都全体の飲食店等における安心・安全を高めることに寄与した。更に、この取組は、次年度には医療機関や福祉施設へも広がり、事業成果が活用されている。

c 京の修学旅行3密防止対策等支援事業

(a) 着眼点

本事業は、府内への修学旅行について3密を避けた移動及び滞在を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症発症時の保護者等の負担の軽減を行うことにより、コロナ禍における安心・安全な旅行を提供するための事業である。

本監査では、事業の目的に照らして適切に執行されていたかについて、主に地域の実情に応じた制度設計となっていたか等に着眼して監査を行った。

(b) 主な監査結果

本事業は、春の修学旅行シーズンに大きな影響を受けた宿泊事業者等からの切実な声に応え、コロナ禍において修学旅行が安心・安全に実施されるよう支援するものであり、申請者を、手続に不慣れな学校ではなく旅行会社とする等、円滑な事業実施に向けて速やかに制度設計を行い、秋の修学旅行シーズンの10月に事業を開始していた。また、令和3年度からは、Web申請やメールでの問合せを取り入れる等、事務局対応の効率化を図ったことにより、受付状況をリアルタイムで把握することができるようになり、審査を効率的に進めていた。

京都における修学旅行については、従前は京都市内にとどまり、府域まで足をのぼしていただけない傾向があったが、本事業において、令和4年度から府域へも足をのぼしてもらえるよう加算措置を設けており、府域への周遊や宿泊の実績もみられるようになってきた。

オ 総括

府では、府内で初めて新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された令和2年初めから、大規模な予算を投じて多岐にわたる新型コロナウイルス感染症対策を展開してきた。

本監査では、新型コロナウイルス感染症対策事業をテーマとして、医療・療養体制の構築、新型コロナワクチン接種体制確保、休業要請対象事業者支援給付金、営業時間短縮等の要請に係る事業者への感染拡大防止協力金、京都府新型コロナウイルス感染症防止対策認証制度、京都府の特色のある事業の3件を選定し、法令等で定められた枠組みの下で効果的に実施されているか、今後同様の事態が発生した際に活かせる可能性のある課題等について、監査を行った。その結果、各項目ごとに必要な所見を述べたところである。

医療・療養体制の構築では、感染状況に応じて迅速に対応することができており、治療を要する人々に必要な医療を提供するために、保健所を含め、効果的かつ重点的な運用ができていた。また、コロナ前と比較して、多くの場面で関係機関や地域との良好な関係を構築できたといえる。一方では、宿泊療養施設で療養中の事故や保健所及び応援人員の確保等一部課題も存在した。

なお、府では、令和6年3月に「新型コロナウイルス感染症対応の振り返り」をされたところである。この知見をもとに、将来起こりうる新たな感染症対策の体制づくり等に活かせるよう個々の事業に取り組みたい。

新型コロナワクチン接種体制の確保（大規模接種会場設置運営）では、府有施設を利用して大規模接種会場を設置し、接種の推進や市町村の負担軽減に寄与したが、緊急の体制でもあり、委託の支出の際の履行確認にスタッフ出勤状況等の客観的な資料の添付がなかったことから、今後は相互牽制機能を高めるための工夫が必要である。

なお、ワクチン接種の副反応については、厚生労働省では「安全性において重大な懸念は認められない」という評価がされているが、一方で、ワクチン接種との因果関係が否定することができないものとして予防接種健康被害救済制度で認定した被害者が多数ある。

この先、同様の感染症がまん延した場合には、希望者に迅速にワクチン接種する体制整備が必要であると同時に、未知のウイルスに対するワクチン接種には、一部には健康被害があることも事前に周知することが重要である。併せて、ワクチン接種後に健康被害を訴える方への相談体制やワクチン接種を希望しない方の人権にも配慮する必要があると考える。

休業要請対象事業者支援給付金及び営業時間短縮等の要請に係る事業者への感染拡大防止協力金では、早期支給に向けての課題に対応するための様々な取組が行われていた。

今後同様の事態が発生した場合には、更に速やかな支給が求められることが想定されることから、今回得られたデータやノウハウを有効に活用していくことが期待される。

京都府新型コロナウイルス感染症防止対策認証制度では、事後調査や個人情報保護に一部課題が存在したものの、事業の実施により、当時期待されていた効果を一定発揮されていた。

京都府の特色のある事業では、安心・安全な妊婦出産確保事業、「京の飲食」安全対策向上事業、京の修学旅行3密防止対策等支援事業の3事業をとりあげたが、いずれも、府民や事業者等のニーズを踏まえ、迅速に制度

設計するとともに、より多くの申請や参加が得られ、効果的に実施することができるよう工夫し事業成果をあげていた。これらの新たな取組を通じて得た知見やノウハウ、連携関係等を活かし、今後もこのような積極的な取組が展開されることに期待したい。

今回、監査を実施した範囲においては、期待された効果を一定発揮されたと評価することができる一方で、課題も一部で認められた。こうした課題への対応を含め、緊急事態に対処する中で蓄積された経験等は、今後に向けて貴重な財産になると考える。このため、こうした財産を確実に継承し、新たな感染症への備えに万全を期すとともに、将来、緊急を要する事態が発生した際にも、ここで得られた知見を活かし、府民のいのちと生活をしっかりと守れるよう取り組まれない。

5 監査委員による意見・要望

決算審査（令和5年7月・8月）、各広域振興局長との意見交換（令和5年11月～令和6年1月）において、監査委員から表明した意見・要望について、その概要をまとめた。

いずれも昨年度時点での意見・要望事項である。

○ 税収確保に向けた取組

京都地方税機構と連携して徴収率の向上等に取り組むとともに、キャッシュレス納税の促進等により、納期内納付率の向上に努めていただきたい。

○ 行財政改革プランの成果と今後の取組

厳しい財政状況の下、財源確保や人件費抑制などに取り組まれたが、経常収支比率や実質公債費比率等が全国平均を上回る水準にあることから、引き続き計画的・継続的な行財政改革の取組を進め、持続可能な財政構造を確立することが重要であり、この課題に向けて全力で取り組んでいただきたい。

また、府債管理基金については、償還に必要な府債管理基金積立金を確保されるとともに、安定的・計画的な財政運営のために、財政調整基金への積立てについても検討いただきたい。

○ 子育て環境日本一に向けた取組

子育て環境日本一の実現に向け、様々なきめ細やかな取組が実施されているが、子どもを産みたいという女性への支援など取組を進化させていただきたい。また、全ての子どもが将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現に向け、今後とも着実に支援の取組を進めていただきたい。

○ スポーツ振興の取組

京のジュニアスポーツアカデミー構想のねらいや実現に向けては、地域をあげて応援することができるようなチームの創出をお願いしたい。これにより、府民のスポーツへの関心・意欲を高めて競技力の向上とともに地域の交流促進につなげるために、市町村や関係機関と連携し取組を進めていただきたい。

○ 北部医療体制拡充等の取組

北部医療充実のため、北部医療センターの機能をより充実させることが、医師確保につながると考えられることから、引き続き環境整備等の取組をお願いしたい。また、ドクターヘリの需要もますます増加することが見込まれるため、北部医療センターの拡充の一つとして、検討をいただきたい。

○ 中小企業等支援の取組

原油価格や物価高騰等、経済情勢の悪化が、特に社会的に弱い立場にある方々の暮らしや中小企業等の経営に深刻な影響を及ぼしていることから、いわゆるゼロゼロ融資の借り換えの対応等により、引き続き事業継続や事業再構築を後押しするための支援を講じていただきたい。

○ フードテック基本構想、スマート農業の取組

フードテックを活用した次世代型農林水産業の実現に向け、生産技術の研究開発や人材育成等に取り組んでいただきたい。また、今後の人材不足等に対応するため最新技術を活用したスマート農業による農作業の効率化に取り組んでいただきたい。

○ 各地域の振興について

（山城） 個性豊かな魅力ある各エリアが、新名神の全線開通を見据え、高まる地域のポテンシャルを最大限生かし、地域相互の連携を図りながら、より一層発展するよう効果的な施策に取り組んでいただきたい。

（南丹） 都市近郊の立地、豊かな食・自然、スポーツ資源など、この地域の特性、強みを生かしながら、京都の丹波ブランドを前面に出し、知名度の向上にしっかり取り組んでいただきたい。

（中丹） 中丹地域の良さである「海・里山・まちを舞台に求める暮らしが実現できる」を目標に、京阪神へのアクセスの良さ等、非常にポテンシャルの高い地域であり、その魅力をしっかり発信いただきたい。

（丹後） 魅力ある自然景観や歴史・文化など、地域資源や強みを最大限生かし、地元に着用を持つ若者や女性、丹後に関心を持ち地域を支える人材が、誇りをもって住み続けられる地域づくりを進めていただきたい。

6 監査の結果に係る措置状況

令和4年度の監査結果32件全てについて、措置状況の報告があり、いずれも適切に処理されていることを確認するとともに、以下のとおり公表した。

公表日	内 容
令和5年4月4日 京都府公報第398号	指摘15件、要望0件
令和5年6月6日 京都府公報第416号	指摘3件、要望2件
令和5年10月6日 京都府公報第451号	指摘6件、要望0件
令和5年12月5日 京都府公報第468号	指摘4件、要望2件

7 住民監査請求及び府民簡易監査の状況

- (1) 住民監査請求（地方自治法第242条）
令和5年度は、請求はなかった。
- (2) 府民簡易監査（京都府府民簡易監査規程）
令和5年度に計9件の申立てがあり、すべて調査済である。